

令和7年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市吾平ふれあいセンター（9施設）
所在地	鹿屋市吾平町地内9施設
指定管理者	名称： <u>美里吾平コミュニティ協議会</u> 代表者： <u>会長 本村 和明</u> 住所： <u>鹿屋市吾平町麓 3408 番地 1</u> 連絡先： <u>58-6306</u>
モニタリングの実施経過	<input type="checkbox"/> 定例報告書（四半期毎）年 4 回 <input type="checkbox"/> 事業決算の確認 <input type="checkbox"/> 現地調査（毎月）年 12 回 <input type="checkbox"/> 利用者アンケート（随時実施）
担当部課 (問い合わせ先)	ふれあいセンター → 吾平総合支所住民サービス課（内線 5301）
<p>【モニタリングの総合評価】</p> <p>【ふれあいセンター】</p> <p>施設の利用状況（利用件数、利用者数）については、前年度との比較では利用件数は 43 件の増加、利用者数は 1,291 人の増加となっている。</p> <p>ただ、人口減少の影響や利用者の高齢化が進み、令和 5 年度以前に対しては、利用件数及び利用者数は減少している。</p> <p>施設の管理については、指定管理者の美里吾平コミュニティ協議会から任された地元町内会が管理していることから、利用者は施設の予約・使用申請などが容易なため、サービスの向上が図られている。</p> <p>施設の管理経費については、令和 6 年度に比較すると、光熱費は増加しているが、トイレ施設の賃借料が無くなったことから、管理費が減少し前年度に比べて支出は減少した。</p> <p>収入は委託料が減額となったが、支出は管理費等が減少した事から余剰金は前年度より増加した。</p> <p>なお、指定管理の契約は令和 7 年度末で終了となった。</p>	

<p>【今後の業務改善に向けた考え方】</p> <p>《指定管理者が実施・検討する事項》</p> <p style="padding-left: 2em;">指定管理契約については令和 7 年度末にて終了</p> <p>《施設所管課が実施・検討する事項》</p>
--

(1) 基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）	
① 合目的性・公平性・効果性	設置目的に沿って、地域住民のコミュニティ活動の場としての利用が図られている。また、利用者の利便性を考慮して、電話での仮予約受付など、市民が平等に利用できるための確保に努めた。
(2) 業務内容	
① 機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）	地域住民のコミュニティ活動の場として適切な機能を維持するため、清掃や設備の点検など適切に実施した。
② 責任性・実行性（施設の運営体制や組織）	指定管理者の美里吾平コミュニティ協議会が地元町内会とよく連携を取り合い、地域住民全体で除草作業をするなど施設を管理する体制がとれた。
③ 明瞭性・規律性（適正な事務や経理）	指定管理者である美里吾平コミュニティ協議会が施設の光熱水費、修繕料等、管理経費の適正な事務執行に努めた。
④ 安全性（安全管理、緊急時等の対応）	また、施設利用日の最終確認のほか、毎月定期的に見回りを行い、緊急時の連絡先を表示するなど安全管理に努めた。
⑤ 社会性（環境等への配慮）	利用者に対し張り紙等を行い節電に心掛けた。また、町内会住民による定期的な除草や、花壇の植え替え等環境美化活動も行っている。
(3) 事業収支	
① 経済性	電気料、燃料費の高騰等管理経費の増加が見込まれるため、今後も更に効率的な支出に努めていかなければならない。
(4) 団体の経営状態	
① 経営の健全性	指定管理者は任意の地域コミュニティ組織であり、市からの交付金で運営を行っており、非営利組織である。収支は黒字であり、経営は安定している。

施設概要調書

1 施設の概要

施設名	神野地区ふれあいセンター（吾平町麓 5290）	S61. 2. 28	所管課： 吾平総合支所 住民サービス課		
	鶴峰東地区ふれあいセンター（吾平町上名 5985-5）	H16. 11. 25			
	鶴峰中地区ふれあいセンター（吾平町上名 531）	S58. 2. 15			
	鶴峰西地区ふれあいセンター（吾平町上名 3771-7）	H17. 3. 29			
	中央東地区ふれあいセンター（吾平町麓 2494-1）	H16. 3. 1			
	中央麓地区ふれあいセンター（吾平町麓 2910）	S61. 3. 15			
	中央西地区ふれあいセンター（吾平町上名 1600-2）	H16. 12. 21			
	下名東地区ふれあいセンター（吾平町下名 311-4）	H17. 12. 1			
	下名西地区ふれあいセンター（吾平町麓 560）	H17. 12. 1			
所在地	上記のとおり	設置年月日：上記のとおり			
設置目的	市民が自主的に発意し、相互に協力しあって、市民自身の日常生活を創造し市民福祉の向上の場とすること。				
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市吾平ふれあいセンター条例				
施設の概要	設備の概要	敷地面積	神野 4,855 m ²	鶴峰東 955 m ²	鶴峰中 1,384 m ²
			鶴峰西 1,703 m ²	中央東 1,409 m ²	中央麓 1,799 m ²
			中央西 1,987 m ²	下名東 4,395 m ²	下名西 1,440 m ²
		延床面積	神野 1,119 m ²	鶴峰東 190 m ²	鶴峰中 268 m ²
		鶴峰西 193 m ²	中央東 197 m ²	中央麓 173 m ²	
		中央西 193 m ²	下名東 195 m ²	下名西 195 m ²	
	有料施設				
	事業概要	(1) 地域活性化のための話し合いの場、地域活動の拠点施設となっている。			

2 経済分析評価指標

① 事業収支	413 千円	④外部委託費比率	60.7%
②利用料金比率	2.0%	⑤利用者あたり管理運営コスト	388.2 円
③人件費比率	0%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	405.1 円

※ 小数点第2位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	特に定めない（365日）	344日
開館時間	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時
事業開催	該当なし	該当なし

4 利用実績

項目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸出し利用回数	会議室他	数値として計上していない	945件
施設利用人数	会議室他	〃	14,234人
相談件数		〃	0件
講座参加者数		〃	0人
合計	総件数		945件
	総利用者数		14,234人

5 事業収支

(単位：千円)

項 目		実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
施設利用収入	会議室他	1 0 0	1 1 9
その他料金収入			
自主事業収入			
指定管理料		5, 7 6 6	5, 7 6 6
その他収入		1 6	5 4
収入計（A）		5, 8 8 2	5, 9 3 9
事業費			
人件費			
修繕費		9 2 2	9 2 1
通信運搬費			
施設管理費			
印刷製本費			
光熱水費		1, 1 3 5	1, 0 7 5
委託料		3, 5 3 3	3, 3 5 4
保険料			
賃借料		4 3	4 3
手数料		6 4	5 7
消耗品費		3 0	1 2
燃料費		3 5	3 1
租税公課		1 2 0	3 3
予備費		0	
支出計（B）		5, 8 8 2	5, 5 2 6
収支（A）－（B）		0	4 1 3

指定管理者自己評価表

令和 8 年 5 月 29 日

指定管理者 美里吾平コミュニティ協議会

施 設 名 吾平ふれあいセンター

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	3・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	3・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	3・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	3・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	3・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	3・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	3・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	3・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・2・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・2・1
総合評価 (所感)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用手続きと安全、防犯、清掃等は町内会長に委託し適切に管理されている。 ・器具の故障については、その都度修繕している。 ・電灯については蛍光灯からLED灯に順次変更している。 ・利用者の満足度調査について聞き取りは十分やっていないが、アンケート用紙を施設に配置し利用者から記入、提出をしてもらっている。 	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通じた指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。

令和 7 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市吾平生活改善センター（3 施設）
所在地	鹿屋市吾平町地内 3 施設
指定管理者	名 称： <u>美里吾平コミュニティ協議会</u> 代表者： <u>会長 本村 和明</u> 住 所： <u>鹿屋市吾平町麓 3408 番地 1</u> 連絡先： <u>58-6566</u>
モニタリングの 実施経過	●月例報告（二月に 1 回） ●事業決算の確認 ●現地調査（適宜）
担当部課 (問い合わせ先)	農林商工部 農政課 電話 31-1117 内線 3212
【モニタリングの総合評価】 ○鶴峰地区改善センターにおいて令和 7 年 3 月末で加工指導員が退職し、後任を雇用できたのが 5 月であったことから、2 か月間、施設を利用できない期間があり、利用件数、利用者数・利用料収入が減少している。 ○施設を利用する加工品生産グループも積極的に施設の清掃に参加しており、衛生管理に努めている。 ○設備の点検や施設内外の清掃作業も定期的実施しており、安全で利用しやすい施設の環境を整えるための対応が行われている。 ○引き続き施設の趣旨に沿った運営を実施し、魅力の向上や新規利用者の獲得に努めるなど、利用促進を図っていただきたい。	

【今後の業務改善に向けた考え方】 《指定管理者が実施・検討する事項》 ○農林水産業の振興、食生活改善及び農産物の高度利用を図る。 ○地域との連携や利用環境の維持・向上により、新規利用者の獲得を図る。 ○広く親しまれるような加工食品のレシピ開発などを検討する。 《施設所管課が実施・検討する事項》 ○指定管理者と密な連携を図り、運営・管理・事業等について適切なアドバイスを行うとともに、加工機器の修繕・更新等を可能な範囲で効率的・効果的に行うことで、利用者の満足度を高め、実施計画で見込んだ利用料収入額を達成できるよう、施設の利用推進を図る。 ○経年劣化が進んでいる設備や備品が増加していることから、必要に応じた修繕・更新等を可能な範囲で効率的・効果的に行う。	
---	--

(1) 基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）
① 合目的性・公平性・効果性
○農村の食生活改善と農産物の高度利用を図るため設置された施設であり、地元利用者を中心に地域に根差した施設として、地域の活性化を図っている。
(2) 業務内容
① 機能性・独創性（事業への具体的な取組み方）
○加工員同士で相互に研修（加工指導）し、指導技術の向上に取り組んでいる。また今後、レシピ集作成を検討し、利用者へのレシピの紹介等の取組みや、講師を招いての研修会についても企画を検討している。
② 責任性・実行性（施設の運営体制や組織）
○定期的な清掃や維持管理作業が適切になされており、責任ある運営がなされている。
③ 明瞭性・規律性（適正な事務や経理）
○地元住民で構成する美里吾平コミュニティ協議会の総会において運営報告等を行っており、業務主任や会計主任が点検を行いながら責任感のある施設運営を実施している。 ○報告書等の提出も適正に行われた。
④安全性（安全管理、緊急時等の対応）
○指定管理者が、専門業者への業務委託等もしながら、日常的に設備の確認・点検を実施しており、当該施設の安全性を確保している。 ○緊急時の連絡体制も整っており、事故防止に努めている。
⑤社会性（環境等への配慮）
○施設内清掃や、施設周辺の定期的な清掃を実施し、環境美化を図っている。 ○施設利用者を増やす意味でも、地域住民の憩いの場となるよう施設の利便性の向上に努めている。 ○節水・節電に配慮するよう利用者に声かけを行い、加工指導員による点検も行っている。
(3) 事業収支
① 経済性
○照明等施設内の省エネに対する取組をはじめ、コストの削減を意識した運営に努めている。
(4) 団体の経営状態
① 経営の健全性
○美里吾平コミュニティ協議会の監査、総会、毎月の報告書による市の点検など、経営についてのチェック体制は機能している。 ○収入に見合う範囲内での事業を実施することで、経営の健全性を保っている。

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	下名地区生活改善センター		所 管 課：農政課		
所在地	鹿屋市吾平町下名72番地 1		設置年月日：H2. 8. 1		
設置目的	農業経営技術の研修、村づくり農村生活環境の改善等を図るとともに、地域住民の連帯意識を高め、地域の総合的な発展を期するため				
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市吾平生活改善センター条例 鹿屋市吾平生活改善センター条例施行規則				
施設の概要	設備の概要	敷地面積		297㎡	
		延床面積		163㎡	
		《有料》 (単位：円)			
			8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
		研修室	270	400	470
		生活改善調理 研修室	1時間当たり440		
	洗濯・乾燥	毛布、コタツ敷布及び布団類 1行程につき650			
事業概要	地域の農業者及び地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成並びに農村生活の改善合理化を図る。				

施設名	神野地区生活改善センター		所 管 課：農政課		
所在地	鹿屋市吾平町麓5791番地 1		設置年月日：H6. 4. 1		
設置目的	農業経営技術の研修、村づくり農村生活環境の改善等を図るとともに、地域住民の連帯意識を高め、地域の総合的な発展を期するため				
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市吾平生活改善センター条例 鹿屋市吾平生活改善センター条例施行規則				
施設の概要	設備の概要	敷地面積		819.30㎡	
		延床面積		162㎡	
		《有料》 (単位：円)			
			8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
		研修室	270	400	470
		生活改善調理 研修室	1時間当たり440		
	洗濯・乾燥	毛布、コタツ敷布及び布団類 1行程につき650			
事業概要	地域の農業者及び地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成並びに農村生活の改善合理化を図る。				

施設名	鶴峰地区生活改善センター		所管課：農政課
所在地	鹿屋市吾平町上名531		設置年月日：S58.2.15
設置目的	農業経営技術の研修、村づくり農村生活環境の改善等を図るとともに、地域住民の連帯意識を高め、地域の総合的な発展を期するため		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市吾平生活改善センター条例 鹿屋市吾平生活改善センター条例施行規則		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	1,384㎡
		延床面積	257.90㎡
		《有料》 (単位：円)	
		生活改善調理 研修室	1時間当たり440
	洗濯・乾燥	毛布、コタツ敷布及び布団類1行程につき320	
事業概要	地域の農業者及び地域住民の健康増進、地域連帯感の醸成並びに農村生活の改善合理化を図る。		

2 経営分析評価指標

① 事業収支	2,100,003円	④ 外部委託費比率	11.4%
② 利用料金比率	4.1%	⑤利用者あたり管理運営コスト	7,886円/一人
③ 人件費比率	46.8%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	9,889円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
開館日数	年末年始以外(358日)	358日
開館時間	8:30~22:00	8:30~22:00
事業開催		加工指導 施設・設備点検 施設内外清掃

4 利用実績

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
施設利用件数	—	273件
施設利用人数	—	866人
相談件数	—	0件
講座参加者数	—	0件
合計		273件
		866人

5 事業収支

(単位：千円)

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
貸し室等利用収入	450	364
その他料金収入		
自主事業収入		
指定管理料	8,564	8,564
その他収入(預金利息)	1	1
収入計(A)	9,015	8,929
事業費		
人件費	4,662	3,198
修繕費	794	822
通信運搬費	175	161
施設管理費		
印刷製本費		
光熱水費	994	731
委託料	800	777
保険料		
租税	480	479
雑費		
管理費	810	632
予備費	300	29
支出計(B)	9,015	6,829
収支(A) - (B)	0	2,100

指定管理者自己評価表

令和 8 年 6 月 1 日

指定管理者 美里吾平コミュニティ協議会

施設名 吾平生活改善センター

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	3・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	3・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	3・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	3・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	3・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	3・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	3・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	3・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・2・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・2・1
総合評価 (所感)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員の適切な指示のもと、衛生・安全・防犯の対策が適切になされている。 ・ 感染症対策に注意しながらの利用をお願いしている。 ・ 勤労者が多くなり、改善センターを利用する機会があまり無い状況に加えて、現在利用している人の高齢化が進み利用が減少している。 	

【自己評価の採点基準】 「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。